

営業所間の弾力化

～（運転者と車両）綿密な管理で柔軟な運用～

繁忙期に限定されない突発的な運送需要に対応できるよう2024年8月、同一事業所の営業所間において（運転者と車両）柔軟な運用が認められる通達（詳細はQRにて）が発出された。

～今回はルール区分を4つに区切ってまとめてみました～

（移動元）

- 移動期間は30日以内とし、連続しての適用は認められない。（上限：120日以内/年）
- 移動させる運転者及び車両数は5割を限度とする。（兼任運転者除く。）

移動期間は

仮に移動元営業所の選任運転者10名、緑ナンバー登録車両が10両だとすると

30日 以内で、 **5人** と **5両** がヘルプに行ける!!

（移動先）

- 移動先の車庫用地は、移動車両分も含めた面積を確保すること。
- 移動先営業所が事業計画の拡大ができない期間は実施できません。

“移動先の運行管理者（補助者）が移動元の車両の運行に対して行った”

“点呼”は、「電話その他の方法」扱いになるので中間点呼・運行指示書が必要です!!

【補足事項】移動元営業所から遠隔点呼・車両内の業務後自動点呼を実施する場合は「対面同等」となるので、中間点呼・運行指示書は不要です。

（点呼）

（帳票類）

- 双方の営業所で、運転者及び車両の情報を共有すること。
- 移動車両の移動期間及び移動車両の特定情報を1年間保存すること。
- 運行管理規程及び整備管理規程に弾力化に係る事項を明確に定めること。

【関連法令等】

「貨物自動車運送事業に係る営業所間における運転者及び車両の移動の弾力化について」
(令和6年8月30日付け自貨第278号、自案第50号、自情第121号、自整第112号)

